平成２２年（フ）第７１号
山口県防府市大字奈美807番地の10
債務者　斉藤　文隆
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
愛知県西尾市永吉３丁目29番地　コットンウッド202号室
債務者　廣瀬　達也
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
愛知県豊橋市向山台町15番地７
債務者　宮下　林浩
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１１２号
愛知県豊橋市船町65番地
債務者　小野田佳世子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２６２号
岡山市北区芳賀　県営住宅18―501
債務者　香川　真弓
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７７号
岡山県倉敷市菰池２丁目２番１号
債務者　山本　佳朗
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０９号
相模原市中央区田名塩田３丁目３番１―410号
債務者　伊藤　行男
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５５９号
東京都府中市白糸台１丁目11番地の１エトワール白糸台403
債務者　平野　眞純
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５６１号
東京都府中市晴見町３―30―３レオパレスフルール102号、住民票上の住所宮城県仙台市宮城野区小田原３丁目９番36号
債務者　木村　麻紀
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５７３号
東京都八王子市大和田町６丁目16番18号ハイツ柿沼205号
債務者　岡田　　昇
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１５号
静岡県浜松市中区小豆餅３丁目22番15号
債務者　牧田　陽子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
静岡県袋井市豊沢888番地の10
債務者　奈良間陽道
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
静岡県袋井市豊沢888番地の10
債務者　奈良間美和
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
青森市金沢２丁目18番１号
債務者　梅木喜代文
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
青森市金沢２丁目18番１号
債務者　梅木　雪子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係